

1. 件名：「日本原燃株式会社 再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における国際原子力機関及び原子力規制委員会査察用封印のき損に関する面談」

2. 日時：2020年9月9日（水）10時00分～10時25分

3. 場所：テレビ会議（原子力規制庁山田核物質・放射線総括審議官執務室、六ヶ所保障措置センター居室、日本原燃株式会社 再処理事業部 事務本館 701 会議室）

4. 出席者

原子力規制庁

核物質・放射線総括審議官	山田知穂
放射線防護企画課 保障措置室 室長	寺崎智宏
同 首席査察官	中島真司
六ヶ所保障措置センター 査察官	佐藤学

日本原燃株式会社

代表取締役社長	社長執行役員	増田尚宏
再処理事業部	再処理工場	核物質管理課長

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下、「日本原燃」という。）より、2020年8月5日に発見された再処理事業所再処理工場ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においてグローブボックスの上部に設置されたプルボックス（プルトニウム在庫測定装置からのデータ転送ケーブルが格納されている箱）に対して取り付けられた国際原子力機関及び原子力規制委員会の査察用封印（以下、「封印」という。）※のワイヤーのき損について、原因究明の結果及び今後の再発防止対策に関する報告を聴取した。

※ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第2項第4号の規定に基づき原子力規制委員会が、また、同法第68条第12項に基づき国際原子力機関が、国際規制物資の移動を監視するためにそれぞれ取り付けけたもの。

【原因究明の結果】

- ・ 作業への聞き取り、再現性確認試験、打痕箇所の成分分析の結果により、作業エリア近傍にあった封印に適切な防護措置を施さないまま作業足場の解体作業を実施し、作業者が足場材の単管パイプを封印のワイヤーに接触させたことによりワイヤーのき損が生じたと考えられる。
- ・ 査察機器管理責任箇所である核物質管理課の査察機器・封印き損防止に対する関与等が不十分であった。

【再発防止対策等】

- ・ 上記の原因究明の結果及び2020年3月27日に発見された濃縮工場における封印き損の再発防止対策（現在実施中）の有効性を評価した。その結果を踏まえ、核物質管理課が再処理工場内で行われる全ての工事等の作業計画の調査を行い、査察機器・封印近傍での作業を把握し、作業開始前までに、想定されるリスクに基づきき損防止対策を確実に実施する等

を行う。

(2) 上記の報告を受け、山田核物質・放射線総括審議官から、日本原燃では濃縮工場において今年の3月にも封印のき損を起こしており、再び再処理工場において封印のき損を起こしことに対して嚴重注意し、以下について指示した。

- ・ 今後、封印のき損が起こることが無いように、現場における再発防止対策の実施状況の定期的な確認をすること
- ・ 全ての職員並びに工事を行う協力会社も含めた関係者全体が保障措置の重要性を再認識するための教育を徹底すること
- ・ 社長の強力なリーダーシップの下で再発防止対策を再処理事業所にとどめず全社的に実施すること

また、保障措置を担当する部署が、与えられた責任を果たせるような体制や環境の整備が必要であり、安全文化と同様に、保障措置に対しても文化の醸成が必要であると述べた。

(3) 日本原燃は、本件に対して謝罪するとともに、嚴重注意を厳正に受け止め、今後このような事態が再度起こらないように、社長が主体となって全社員並びに協力会社員に対して査察用封印の重要性について再認識させることに努めたい旨述べた。

6. その他

配付資料

- ・ 査察用封印き損等に関する調査報告（日本原燃株式会社再処理事業部核物質管理部）（核管-2020-045、2020年9月9日）